



日高町では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（J-ALERT）から送られてくる国からの緊急情報を、人工衛星などを活用して確実にみなさまへお伝えするため、緊急情報伝達の訓練を行います。

町内一円に設置している防災行政無線施設から、下記の内容が放送されます。

## 2月20日(水) Jアラート伝達訓練



### 総務政策課 お知らせ

お問い合わせは、  
(☎63・2051)まで。

### 先月号の記事に関するお詫び

広報ひだか1月号（先月号）の日高町議会議員一般選挙記事につきまして、一部誤った表記がありました。関係されるみなさまには、大変ご迷惑をお掛けしましたことをお詫びいたします。

・選挙権のある方  
誤 2月7日までに町外へ転出された方は投票できません。  
正 2月2日までに町外へ転出された方は投票できません。

### 【内容】

（上りチャイム音）

「これは、Jアラートの

テストです」(3回)

「こちらは防災日高町です」

（下りチャイム音）

【日時】2月20日(水)

午前11時00分頃

詳しくは、総務政策課(☎63・2051)まで。



申告される方は、必ず正しい申告を行ってください。

申告相談の日程については、「広報ひだか1月号」に掲載しておりますので、ご確認ください。

## 平成30年分 所得税・町民税の 申告相談受付 12月15日から開始!



お問い合わせは、  
(☎63・3802)まで。

## 前納報奨金制度が 廃止になります

平成31年度より固定資産税の「前納報奨金」が廃止になります。

この制度は、納税意識の高揚や税収の早期確保などを目的に創設されたものですが、長年にわたる納税者の皆様方のご協力により、当初の目的は達成されたことや、この制度を利用できるのが一括納付できる方に限られ、不公平感が生じていることから、すでに多くの近隣市町村がこの制度を廃止しています。

このような状況を踏まえ、本町におきましても平成31年度より前納報奨金を廃止することになりました。

制度廃止にご理解をいただき、今後とも町税の納期内納付にご協力をお願いいたします。

◎口座振替をご利用の方が前納を期別納付に変更されるには、別途変更手続きが必要ですので、税務課(☎63・3802)までご連絡ください。

# 御坊税務署からのお知らせ

平成30年分 **確定申告** 申告と納税

ネット申告が **更に便利になりました!**  
詳しくは **確定申告** **検索**

窓口での相談・申告書の受付は、平成31年2月18日(月)からです。

所得税および復興特別所得税 贈与税  
平成31年 **3月15日(金)まで**

消費税および地方消費税 (個人事業者)  
平成31年 **4月1日(月)まで**

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

スマホでも申告できます 年末調整の給与所得が1箇所のみの方が特に便利です

マイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です ※ネット申告 (+Tax) で提出の場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

申告書等は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」での作成が便利です!!

- ☆ **自宅のパソコンやタブレット端末等から作成できます。**
- ☆ **コンビニで印刷できます。**
- ☆ **提出は郵送がおすすめ!**

詳しくは、**こちら!!**

**作成コーナー** **検索**

## 大切なお知らせ!!

- 御坊税務署内の申告書作成会場の開設は、平成31年2月18日(月)から3月15日(金)です。(閉庁日を除く)
- 相談受付時間は、9時～16時までです。  
※混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。また、会場開設当初と申告期限間際は、特に混雑が予想されます。

## 配偶者(特別)控除が変わりました!! ～平成30年分の確定申告から～

- 配偶者控除  
控除額が改正されたほか、配偶者控除を受ける方の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除を受けられません。
- 配偶者特別控除  
控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

## 申告会場の開設

☆税理士による  
無料申告相談会場日程

会場	日程	受付時間
御坊市役所3階会議室 (御坊市藪350)	2月4日(月) ～6日(水)	9:30～11:30 13:00～15:00

※御坊市以外にお住まいの方でも、ご利用いただけます

## 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出は不要です。

ただし、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるため、株式等の損失を翌年に繰り越すため等の申告書は提出することができます。

なお、住民税の申告については、お住まいの市町の窓口にお尋ねください。



## 【お問い合わせ先】

御坊税務署 〒644-0002 御坊市藪430-3 (☎0738・22・0695〔代表〕)  
※上記代表番号におかけいただくと、自動音声によりご案内しております。アナウンスに沿って、操作してください。